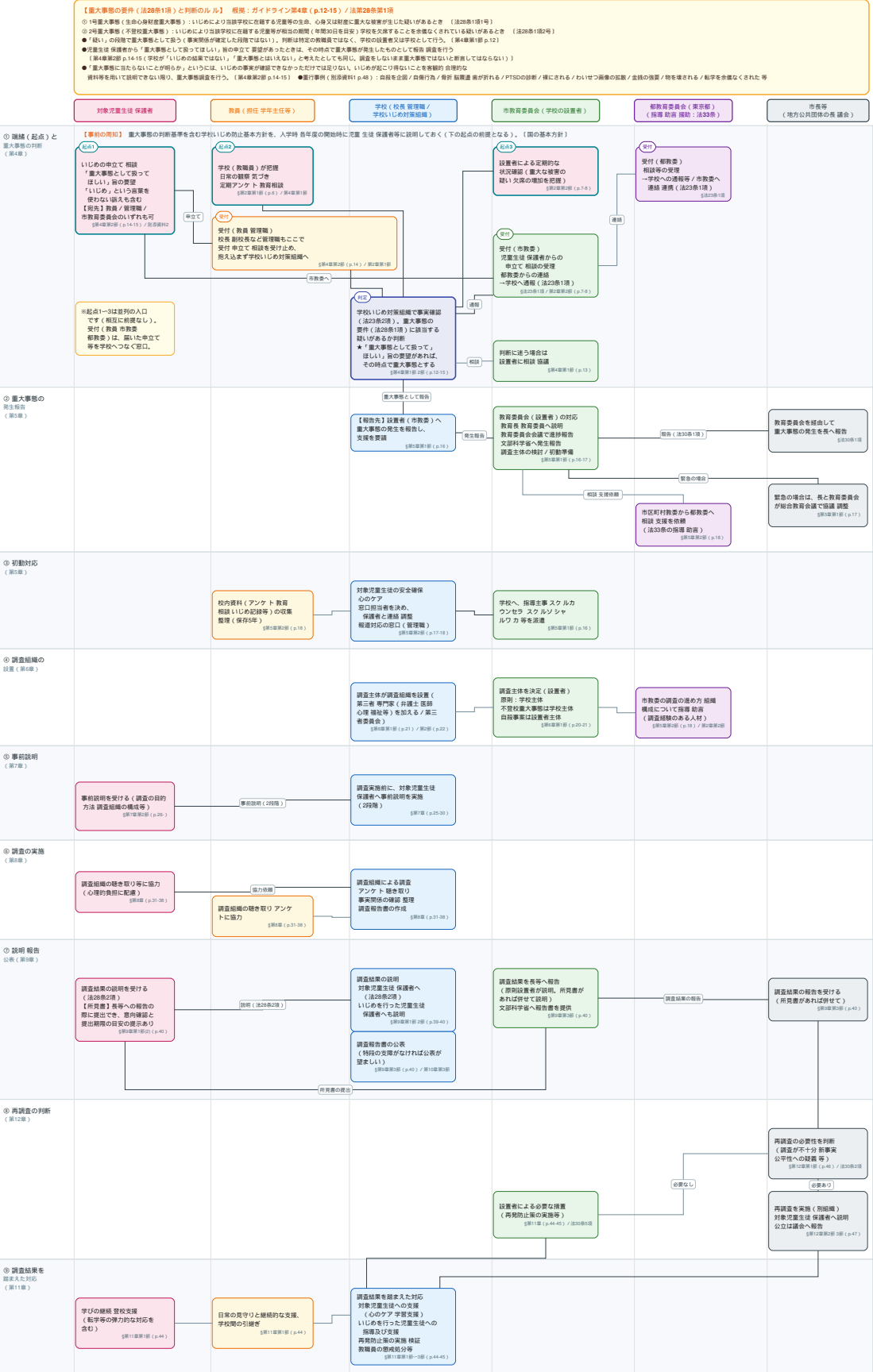


いじめの重大事態の対応フロー（ロール別）簡易版

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 公立（市立）小・中学校の場合 / 『§』は根拠条文、『p.』は同ガイドラインのページ



※この図は、下記の【課題 論点】を基に整理された。各課題の内容は、この図の解説ページ（yasutakeyohai.com/jime-judai-jitai-flow）に掲載しています。

- 【参考】申立ての類型と根拠条文 根拠：第3章第4節（p.11）、第4章第2節（p.14-15）、別添資料2（p.49）
- 申立て受理の申立て：重大事態が発生した前在籍校で調査を行うが、聴取り等には現在在籍校の能力が不可欠。前在籍校と現在在籍校それぞれの設置者等に連絡し、連携して調査を進める。（第4章第2節 p.15）
 - 申立て受理の申立て：記憶の曖昧化、資料の保存期間短縮、関係者への連絡困難などから調査は困難を伴うが、重大事態の場合は調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を科する（例：卒業生の保護者を通じて能力を求める）。【同】
 - 申立て受理（別添資料2）の活用：保護者に真実的な状況が記入してある。記入を正確に把握して迅速な対応につなげる。ただし調査の記入がないにと理由に、電話や口頭での相談に代われないことがあってはならない。（第4章第2節 p.14-15）
 - 別添資料2 児童生徒・保護者から「重大事態として扱う（疑い）」の申立てが寄せられたとき、その時点で重大事態が発生したのとして対応調査を行う（第4章第2節 p.14-15）（第4章第2節 p.14-15）
 - 児童生徒・保護者から「重大事態として扱う（疑い）」の申立てが寄せられたとき、その時点で重大事態が発生したのとして対応調査を行う（第4章第2節 p.14-15）（第4章第2節 p.14-15）

【参考】学校種別による報告先の違い（重大事態の発生報告） 根拠：法第29条～第32条 / 参考（p.51-64）

- 公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条1項）。地方公共団体の長は、必要があるときと認めるときに再調査を行い（同3項）、再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（同3項）。
- 国立・公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、文部科学大臣に報告（法29条1項）。● 国立・公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、文部科学大臣に報告（法29条1項）。● 国立・公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、文部科学大臣に報告（法29条1項）。
- 私学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条2項）。● 私学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条2項）。
- 私立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条2項）。● 私立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条2項）。

※1 本図は公立（市立）学校の場合。『学校の設置者』：市教育委員会。『地方公共団体の長等』：市長・公立の機関。

※2 起点1～3（青緑の枠）は重大事態を要する入口。3つは原則の入口で相互に前後関係はない。受け（教員・市教委・都教委）は、県に1人で等を学校へつなぐ窓口。

※3 法28条1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の職員に依る者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への報告等の措置をとる。

※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を要するが、継続的ないじめの事実と認められる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。

※5 本図の欠席はあくまでも目安。根拠の条文は「欠席」といふ。『欠席』は、いじめの事実が確認できなかったとしても、いじめが起こればならないと客観的に合理的な資料等を用いて説明できない限り、重大事態調査を行う。（第4章第2節 p.14-15）（第4章第2節 p.14-15）